

平成27年度固定資産税に関する調

(3) 償却資産

ア 納税義務者数に関する調

区分	総数 (人)	法定免税点未満のもの (人)	法定免税点以上のもの (人)
市町の別			
市計	22,675	11,724	10,951
町計	2,735	1,457	1,278
県計	25,410	13,181	12,229

イ 償却資産の価格等に関する調

(県計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	171,640,884	168,604,880
	機械及び装置	584,019,731	560,683,404
	船舶	17,753,719	8,470,010
	航空機	5,869	5,869
	車輛及び運搬具	4,384,097	4,382,026
	工具、器具及び備品	107,213,909	107,120,044
	小計	885,018,209	849,266,233
法十 第九 条百 八係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	420,310,789	375,521,517
	県知事が価格等を決定し配分したもの	24,460,425	23,987,041
	小計	444,771,214	399,508,558
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの			
合計		1,329,789,423	1,248,774,791
同内 上訳	市町分の額		1,248,774,791
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(市計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	157,600,739	154,915,249
	機械及び装置	534,507,628	512,484,427
	船舶	15,346,052	7,772,053
	航空機	5,869	5,869
	車輛及び運搬具	4,034,624	4,034,624
	工具、器具及び備品	100,884,922	100,796,643
	小計	812,379,834	780,008,865
法十 第九 条百 八係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	284,983,236	241,899,834
	県知事が価格等を決定し配分したもの	23,997,170	23,562,431
	小計	308,980,406	265,462,265
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの			
合計		1,121,360,240	1,045,471,130
同内 上訳	市町分の額		1,045,471,130
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(町計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	14,040,145	13,689,631
	機械及び装置	49,512,103	48,198,977
	船舶	2,407,667	697,957
	航空機		
	車輛及び運搬具	349,473	347,402
	工具、器具及び備品	6,328,987	6,323,401
	小計	72,638,375	69,257,368
法十 第九 条百 八係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	135,327,553	133,621,683
	県知事が価格等を決定し配分したもの	463,255	424,610
	小計	135,790,808	134,046,293
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの			
合計		208,429,183	203,303,661
同内 上訳	市町分の額		203,303,661
	県分の額		